

第15回まちづくり推進会議を開催

町民の皆さんがまちづくりに参画しやすい環境づくりの一環として実施しています「まちづくり推進会議」を開催します。町民の皆さんも自由に傍聴できますので、ぜひご参加ください。

- と き 11月24日(木)18時30分
- と ころ 総合福祉センターうらら多目的研修室
- 主な内容(予定)
 - 1.平成29年度の主要施策について
 - 2.第6次訓子府町総合計画について
- 問合せ 企画財政課(☎47-2115)

開基120年記念事業 くねっぶ健康まつり「健康講演会」

- と き 11月5日(土)10時～11時30分
- と ころ 町公民館講堂
- 講 師 鎌田 實氏(医師、作家、長野県諏訪中央病院名誉院長)
- 内 容 健康講演会
「がんばらない」けど「あきらめない」～命を支えるということ～

- 入場料 無 料
- ※鎌田式健康ごはんの試食ができます。(町内在住者限定200食)
- 申込み・問合せ
 - ・福祉保健課健康増進係(☎47-5555)
 - ・町公民館(☎47-2121)

「秋のすずらん無料法律相談」を開催

このようなことでお困りではありませんか？

- ・親の遺産の相続手続きを進めたいが、何から始めたらいかがかわからない
- ・消費者金融からの借入れが重なり、返済が難しくなってきた
- ・「迷惑はかけない」と頼まれて借金の連帯保証人になったが、請求書が届いた
- ・訪問販売で商品を押し売りされたが、返品できるか など

「秋のすずらん無料法律相談」は、釧路弁護士会が主催する無料の法律相談で、弁護士の存在を

より身近に感じてもらえるようにと、弁護士が定住していない地域で、実施しているものです。本町でも、次のとおり開設されますのでお気軽にご利用ください。

相談するだけで解決できる悩みもあります。今まで弁護士への相談をためらっていた方、弁護士事務所まで行けない方など、ぜひこの機会に相談してみませんか。

- と き 11月16日(木)13時30分～16時
- と ころ 公民館農事研修室
- 担当弁護士 佐藤信孝弁護士(北見市)

※相談は無料ですが、予約制です。申し込みは、11月14日(月)までに町民課町民相談係まで。

■問合せ 町民課町民相談係(☎47-2203)

平成28年度自衛官募集

自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所(☎23-6826)

募 集 種 目	資 格	受 付 期 間	試 験 期 日
自衛官候補生	男 18歳以上27歳未満	年間を通じて	①12月17日(土)・18日(日) ②29年1月16日(月) ～18日(火)のうち1日
高等工科大学生徒	推薦 中卒(見込含む)17歳未満の男子 (中学校長等の推薦必要)	11月1日(火)～ 12月2日(金)	29年1月7日(土)～9日(月)祝 ※いづれか1日を指定されます
	一般 中卒(見込含む)17歳未満の男子	11月1日(火)～ 29年1月6日(金)	29年1月21日(土)

詳細：募集コールセンター(受付時間 12時～20時)
○フリーダイヤル☎0120-063-792 ○ナビダイヤル☎0570-045-818(携帯電話から)

町外にお住まいの方ふるさとで成人式を

平成29年の成人式は、1月8日(日)に行う予定ですが、本町出身の町外居住者で、本町での成人式参加を希望される方の受け付けを行っています。

- 対 象 平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ

の本町出身の方(住所変更の手続きは必要ありません)

- 申込み 12月2日(金)までに社会教育課(☎47-2121 公民館)へ。本町に住民登録されている方の申し込みは、必要ありません。

※今後、成人を迎えられる方が進学などで住民登録を他市町村に移しても、本町の成人式に申し込むことができます。

『ちょっといいね』がたくさんあるまちくねっぶ

総合計画策定審議会を開催

第3回の第6次訓子府町総合計画策定審議会(飯田洋司会長)が10月19日に開催されました。

昨年9月に町長から諮問を受け、町民アンケート調査や各町内会、実践会での車座トーク、まちづくりトークでの意見交換を重ね、審議会での活発な議論を通じ、10年後のめざす将来像を『ちょっといいね』がたくさんあるまちくねっぶ』と決めました。

計画は7つの基本目標のほか、44項目の分野別計画で構成され、特に前期5か年(平成29年度～平成33年度)は、基幹産業である農業の持続的発展をはじめとした産業の活性化、社会資本整備や地域防災力の強化、子育て支援、教育活動の活性化を推進し、住まいなど誰もが安心して暮らせる環境を確保するなどの施策を連携、重点化した『強いまち』プロジェクト』『人を育てるまち』プロジェクト』『安心して住み続けられるまち』プロジェクト』を定め、まちの将来像の実現をめざすとされています。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～障害認定申請について～

一定の障害のある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

- 一定の障害とは
 - ①障害基礎年金1・2級を受給している方
 - ②身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
 - ③身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいづれかに該当される方
 - ・音声障害
 - ・言語障害
 - ・下肢障害4級1号(両下肢のすべての指を欠くもの)
 - ・下肢障害4級3号(一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの)
 - ・下肢障害4級4号(一下肢の機能の著しい障害)

- ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- ⑤療育手帳A(重度)をお持ちの方
- 脱退手続きについて 後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)となる方は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合など)から脱退し、後期高齢者制度に加入することになります。脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。
- 問合せ
 - ・北海道後期高齢者医療広域連合(〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601)
 - ・福祉保健課医療給付係(総合福祉センター 窓口7番 ☎47-5555)